



2022年1月12日

各 位

会社名 第一商品株式会社  
代表者名 代表取締役社長 岡田 義孝  
(JASDAQ コード：8746)  
問合せ先 執行役員 管理本部長 長澤 正広  
電話番号 03-3462-8011 (代表)

## 内部管理体制確認書の再提出及び改善計画・状況報告書（再発防止策の進捗） に関するお知らせ

当社は、本日、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）に内部管理体制確認書を提出いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

当社は、東京証券取引所より内部管理体制等について不備があり、改善の必要性が高いと認められたため、2020年7月11日付で当社株式が特設注意市場銘柄に指定されました。その後、2021年9月27日に指定継続されたため、同年10月25日付で開示いたしました、「(開示事項の経過) 改善計画・状況報告書(原因の総括と再発防止策の進捗状況)に関するお知らせ」内に記載しております「再発防止に向けた改善措置」を計画通りに実施し、内部管理体制等の改善に向けて取り組みを進めてまいりました。

そして、本日、有価証券上場規程に定められた内部管理体制確認書を東京証券取引所に提出し、今後、同確認書に基づいた審査が実施されます。本件に関しまして、今後進展があった場合は、速やかにお知らせいたします。

当社は引き続き内部管理体制等の改善に、継続して取り組んでまいります。

### 再発防止に向けた改善措置の取組状況

#### 1. 利益相反取引に関する牽制機能の強化(取締役会における牽制機能不備に対する改善策)

##### (1) 関連当事者取引管理規程の新設

利益相反取引となる関連当事者取引について、取締役会で取引の合理性、取引条件の妥当性について十分な審議が行われなかったことから、原則禁止とし、例外的に関連当事者取引を行う場合には牽制機能強化の観点から、取引の必要性、取引条

件の妥当性、代替先の非存在の3要件を満たした場合に限ること、外部有識者で構成されたコンプライアンス委員会の意見を聴取すること等を記載した関連当事者取引管理規程を2021年11月17日に新設いたしました。

また、同規程の遵守を徹底するための業務フローも同日付で併せて策定し、運用しております。

## (2)研修の実施

上場企業の役員としての職責や、利益相反に繋がる関連当事者取引に対する牽制の重要性を再確認する目的で、子会社を含む全役員を対象とした研修を、外部有識者で弊社コンプライアンス委員会委員長を講師とし、2021年12月8日に実施しております。

関連当事者取引がなぜ問題となるのか、どのような取引が関連当事者取引となるのか、適切な手続きと監視などを中心に研修を行い、参加者全員で確認したうえで共有しております。

今後も年に1回は、外部有識者を講師とした関連当事者取引に関する研修を行い、取締役会における牽制体制の維持に努めてまいります。

## (3)取締役会規程の改訂

取締役会規程においては、各取締役が発言することを義務付け、十分な審議を行うことを明文化し、2021年10月20日付で改定しております。重要議案については各取締役が見解を示したうえで、あらゆる角度から審議する成熟した会議体に成長できるよう取り組んでおります。

上記全ての実行状況を内部監査室が同年10月27日以降確認し、検証しております。これまで不備にあたる事項はございません。

## 2. 社内規程の運用の徹底

### (1)情報共有の徹底

関連当事者取引に関して、取締役へ働きかけて業務執行側への情報共有を徹底すること、役員・従業員間における牽制機能の重要性を認識すること、規程運用の徹底及び職務権限表・承認フローを再確認することを目的として、2021年10月27日に内部監査室による社内説明会を実施いたしました。なお、本説明会において、関連当事者リストの稟議申請の合議先への周知を徹底し、経営の健全性及び株主等の利益を損なわないよう留意し、適宜客観性を以てその可否を慎重に審議・判断を行うよう徹底しております。

## (2)承認手続きの運用の徹底

関連当事者取引管理規程の新設により関連当事者取引を原則的に禁止していますが、関連当事者以外に有利な取引条件の取引先がない場合、もしくは当該取引が事業を行うために必要であるにもかかわらず代替の取引先を見つけることができない場合など、取引の合理性及び妥当性が認められる場合においては、稟議申請書において関連当事者取引であること、取引の合理性、取引条件の妥当性について別途記載を行ったうえで承認手続きを経ること、社内規程における承認手続きの再周知を行うことにより規程の適切な運用を徹底しています。なお、関連当事者取引規程施行後に新たに開始した関連当事者取引はございません。

常勤監査役と内部監査室においては、関連当事者取引が特に注意すべき事案として位置づけてモニタリングを強化し、関連当事者取引管理規程に照らし合わせて不適当と判断された場合には当該取引を解消することを取締役会へ進言することとしております。関連当事者取引規程の新設前に行われた関連当事者取引についても、取引の合理性・条件の妥当性・代替先がないかについて改めて協議・検証し、2021年度に行われた7件の関連当事者取引のうち、5件については同年11月30日までに解消いたしました。残り2件については、取引の合理性、取引条件の妥当性、関連当事者以外に有利な取引条件の取引先がない点を確認し、コンプライアンス委員会の意見を聴取した上で、取引を継続することに問題はないと判断しております。

なお、2021年10月以降に開催の取締役会の議案につき、添付資料について内容に不備がないか、業務執行側での適切な承認手続きが行われているかを内部監査室にて確認しております。また、取締役会の審議状況につき、添付資料と取締役会議事録とを照合したうえで、議案ごとに十分な議論がなされ、取締役会が十分な牽制機能を果たしているかについても併せて内部監査室で確認しており、現時点における指摘事項はありません。

以上